② 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を１級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法(平成４年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係)に限る。)の登録をうけている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第１種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに社団法人建設コンサルタンツ協会の行うＲＣＣＭ資格者試験に合格し、登録を受けている者

⑷ 地質調査業務

① 技術士法による第２次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。)又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者

② 社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者

⑸ 補償関係コンサルタント業務

① 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

別表４　営業年数に対応する数値

35年以上	：30
25年以上　35年未満	：25
15年以上　25年未満	：20
５年以上　15年未満	：15
５年未満	：10

競争参加者の資格に関する公示

平成25・26・27年度において独立行政法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。)における製造又は物件の買入れ等の契約に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 25 年１月 15 日

独立行政法人産業技術総合研究所調達室長

五十嵐直幸

◎調達機関番号　544　◎所在地番号　08

１　製造又は物件の買入れ等の契約の種類及び業種の区分

⑴ 物品の製造　衣服・その他繊維製品類、ゴム・皮革・プラスチック製品類、窯業・土石製品類、非鉄金属・金属製品類、フォーム印刷、その他印刷類、図書類、電子出版物類、紙・紙加工品類、車両類、その他輸送・搬送機械器具類、船舶類、燃料類､家具・什器類、一般・産業用機器類、電気・通信用機器類、電子計算機類、精密機器類、医療用機器類、事務用機器類、その他機器類、医薬品・医療用品類、事務用品類､土木・建設・建築材料、警察用装備品類、防衛用装備品類、その他

⑵ 物品の販売　物品の製造と同じ

⑶ 役務の提供等　広告・宣伝、写真・製図、調査・研究、情報処理、翻訳・通訳・速記、ソフトウェア開発、会場等の借り上げ、賃貸借、建物管理等各種保守管理、運送、車両整備、船舶整備、電子出版、防衛用装備品類の整備、その他

⑷ 物品の買受け　立木竹、その他

２　申請の時期　定期の申請時期は、平成25年１月15日から平成25年１月31日までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。)を除く。なお、上記期間後も随時受付を行うが、この場合、資格を付与した日から有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

３　申請の方法

⑴ 申請書の入手方法　当研究所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」(以下「申請書」という）は当研究所ホームページ（http://www.aist.go.jp）からダウンロードすることにより入手できる。また、別記１の申請書の提出場所において無料で交付する（ただし休日を除く）

⑵ 申請書の提出方法　申請書は、別記１に掲げるいずれかの場所に次の申請書等の関係書類を持参又は郵送等（郵送の場合は簡易書留等（定期の申請は平成25年１月31日消印有効))により提出すること。

① 一般競争（指名競争）参加者資格審査申請書（様式第２号）

② 添付書類

一　営業経歴書

二　登記事項証明書（法人の場合)、身元証明書（個人の場合）

三　財務諸表類（直前１年の各事業(営業）年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合にあっては、これらに類する書類。）

四　納税証明書（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は、再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）

五　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）

４　競争に参加することができない者及び競争に参加させないことができる者

⑴ 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

⑵ 次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後２年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 監督又は検査の実施に当たり監督員、検収員及び当該業務を委託された者の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

⑥ 契約の履行に当たり、前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑶ ⑵に該当する者を入札代理人として使用する者

５　資格審査結果の通知　「資格決定通知書」により申請者に通知（郵送）する。

６　資格の有効期間　平成25年４月１日から平成28年３月31日までとする。なお、２のなお書きにより随時申請した場合は、資格を付与されたときから平成28年３月31日までとする。

７　情報公開　申請書に記載された内容の一部（商号又は名称・本社（店）住所・電話番号・代表者氏名・等級・営業品目）は､資格審査後、一般競争参加者名簿として公開されることがある。一般競争参加者名簿の閲覧先は、別記１の申請書の提出場所と同じ。

８　公告の方法　一般競争に付する場合の公告の方法は、入札を行うセンターに掲示するほか、当研究所ホームページ（http://www.aist.go.jp）に掲載する。